

立山町消防障害者活躍推進計画

計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
立山町消防における障害者雇用に関する課題	<p>立山町消防は、職員定数が36名の組織であり、計画策定時においては、在職する常勤職員は、消防吏員のみであり、事務吏員は在籍していない。これまでの職員採用における募集職種も消防吏員に限っており、障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>過去には、疾病により障害者となった職員(以下「中途障害者」という。)が若干名在籍することもあったが、個別に対応しており、大きな問題は発生していなかった。今後、中途障害者が発生する可能性もあるが、これまでは組織的な体制整備を行っていない。</p> <p>また、消防吏員を除く職員総数が36名に満たないことから、障害者任命状況の通報も行っていない。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>消防吏員は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令で定める除外職員であり、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難であるが、障害者である応募者を念頭においた職員の募集を引き続き行う。(引き続き、受検資格に身体に関する基準は設けない。)</p> <p>会計年度任用職員についても身体に関する基準を設けないこととする。</p> <p>[評価方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。 ・評価結果の公表方法については、本人の意向を確認のうえ、検討する。
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者として総務課長を選任する。(令和元年9月選任済み) ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の業務遂行が困難となった中途障害者が発生した場合には、立山町人事担当部局とも相談のうえ、負担なく遂行できる職務の選定や職場環境の整備、通勤への配慮、働き方等について検討を行う。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者である職員に対しては、半期ごとに実施している人事評価面談の際に必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行う。 ・募集、採用に当たっては、特定の障害に限定した採用や特定の就労支援機関からのみの受入れは行わない。

